

Title	今泉秀太郎 (ポンチ画家) の死刑方法改正論： 続・明治法制史料雑纂 (七)
Sub Title	Imaizumi Hidetarō (cartoonist); on the capital punishment by poison
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.11 (1965. 11) ,p.81- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19651115-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

今泉秀太郎（ポンチ絵画家）の死刑方法改正論

続・明治法制史料雜纂（七）

手塚豊

ここに紹介する史料は、明治時代に時事新報のポンチ絵画家として知られた今泉秀太郎の雑談を取めた「一瓢雑話」の中にみられる「死刑の改正を望む」の一文であるが、絞首刑を廃し、毒殺刑の採用を主張した見解は、明治以降、おそらく他に類例のすくない異色の死刑論と思われる。

これまで、明治以降の死刑論の歩みについては、すでに諸先学の業績がいくつもあり、私もその驥尾に附して一文を発表したことがある。⁽³⁾しかし、これらは専ら死刑反対論の流れの研究であつて、絞首刑の代りに他の方法の死刑を採用すべしとする見解の動きについては、ほとんどふれたものがない。わが国においては、そうした主張がすくなかつたことは事実と思われるが、絶無ではないから、なお将来の研究課題であらう。したがつて、それに関連する史料は、些少のものでも貴重といえる。今泉の毒殺刑論を、ここに紹介する

所以である。

周知のごとく、明治十五年刑法は、それまでの新律綱領あるいは改定律例と異なり、死刑を「絞首」だけに限定している^(一)。それ以来、軍刑法の銃殺刑^(二)（明治十五年陸軍刑法一条）を唯一の例外とし、普通刑法の死刑は、すべて絞首刑に統一されたのである。

ところが、これら刑法の施行直後の頃、アメリカでは、電気による死刑（execution）のことが盛に論議されはじめた。この模様は、わが国でも新聞紙上に報道された（例えば明治十七年十二月十六日・時事新報）。アメリカで、電気による死刑すなわち電気イス（electric chair）を最初に採用したのはニューヨーク州である。同州では、一八八八年六月四日（明治二十一年）の法令で、それを定め、翌一八八九年一月一日から施行した⁽⁴⁾。そして、逐次他の州にも波及したのである⁽⁵⁾。

これに先きだち、ニューヨーク州あるいは他の州の議会における

電気イヌ採用の論議は、わが国にも伝えられた（例えば明治二十年五月三日・五月十六日・時事新報。同年五月十一日・朝野新聞）。そのため、わが政府部内でも電気イヌの採用が、考慮されはじめたようである。明治二十年五月四日・朝野新聞は、次のような記事を掲げている。

昨今、我邦にも電気を用ひて死刑を行はんとの議をなす者の起りしより、遂に茲に至りしものか、其筋にては此程医科大学に照会し、獣類に就き精細なる試験をなし、其結果を報告せられんことを乞ひたるに、同大学にては数回試験を為したる上、其の取調べたる顛末を報告せられたりと云へり。

同月七日・大阪日報にも同じ内容の記事がみられるが、「医科大学」とあるは、いうまでもなく東京帝国医科大学である。さらに、同月二十八日・高知日報は「編纂中の刑法草案中では絞殺を止めて、電気殺にしたとの噂あり」とも伝えている。当時、外務省に設けられていた法律取調委員会で、明治十五年刑法の修正作業が行われていた。「編纂中の刑法草案」というのは、この委員会の論議を指すのであろう。

このように、明治二十年頃、わが国でも、電気イヌの採用論が抬頭した。しかし、政府部内のどこで発議されたのか、そしてなぜ中止したのかなど、さらに詳しい事情については、現在の私は、渉猟不足のため、残念ながら考証できない。その後、そうした議論の再燃があつたかどうかについてもまた同様である。

今泉の「一瓢雑話」は、明治三十四年九月の出版であるが（誠之

堂刊）、その毒殺刑論は、前述の電気イヌ採用論議に次いで、「絞首」という手段に反対した第二の提案であつたとみていい。

今泉秀太郎は中津の人、一瓢と号す。福沢諭吉の甥に当り、明治十七年四月慶應義塾本科卒業、翌年四月、アメリカに渡り、主としてサンフランシスコに在留、現地の新聞社あるいは日本人商社に勤務する傍ら、石版書画、写真術などを習得、二十三年に帰国後、時事新報社に入り、ボンチ絵を担当して活躍した。しかし、三十一年末から、病気のため筆を絶つた。三十三年一月一日・時事新報は前年を回顧した文の中で「従来本紙のボンチ画は、今泉一瓢子の筆に成り、一種独特の妙味あるを以て評判噴々たりしが、不幸にして前年末同子病に罹りて、其筆を抛つる止むを得ざるに至りしかば、我社は更に人を求め……北沢保次氏（楽天——手塚註）を入社せしめて四月中より今泉氏の後を襲はしめたり」と述べている。明治三十七年九月十八日逝去、享年四十歳。

「一瓢雑話」の序文「前口上」は、その出版の由来を次のように述べている。

私は数年前から、病気に罹りまして。爾来世間へ出る事が叶はず、従つて見る事も、聞くことも、喋べる事も思ふ儘になりませぬ……斯ういふ身体になつて見ると、益々見たい、益々聞きたい、益々喋りたいといふ情が、愈々切になつて参ります……右の次第で、病中ながら私の意思を一通り世間の人へ知らせる為めに、福井氏の速記を煩はす所以であります。

これにより、同書は今泉の病中の談話を、福井順作の速記によつ

て出版したものであることがわかる⁽⁷⁾。同書の内容は、「漫画の修業」「子供の遊び方」「西洋画法を用ゆべし」「女の着物に就いて」「行儀作法」他三十五編の談話で、その中の一つが毒殺刑を提案した「死刑の改正を望む」である。しかし、この提唱は、法律問題とはおおよそ方面ちがいの漫画家の雑話集——出版部数もそれほど多かつたとは考えられない——に掲載されたものであつたこととて、法律専門家の目にふれる機会はきわめてすくなかつたであらう。

毒殺刑は、すくなくとも近代においては、欧米各国においてもその実例がない。しかし、毒殺刑の採否が論ぜられたことはある。例えば、ナチスドイツにおいては、死刑囚に毒薬自殺をみとめる方法が問題となつたことがあり⁽⁸⁾、英国では、死刑の問題を調査した一四八年——五三年の王立委員会において「絞首刑に代る、比較的らかな執行方法」として、受刑者の協力のもとに致死量の薬物を静脈に注射することが検討されている⁽⁹⁾。また、最近アルベール・カミュ(Albert Camus)は、死刑に反対しつつ、一種の妥協策として、受刑者の自発的意思により——場合によっては強制的に——麻酔薬を使用させる方法を提案している⁽¹⁰⁾。今泉の提唱している方法は、受刑者の了解をえて服用させるのか、あるいは強制的に用いるのか、それとも睡眠中に注射するのか、そうした具体的な点ははつきりしない。

毒殺刑は、現在それを採用している国はないにしても、絞首刑やギロチンあるいは電気イスの残酷さをいくぶんなりとも緩和する一手段であることは疑いえない。わが国において、すでに早く明治三

十四年に、そうした提唱がなされている事實は、わが近代死刑論史上、忘るべきではなからう。

(1) 今泉秀太郎「瓢雑話」・一八二頁以下。

(2) 例えば家永三郎「明治時代の死刑廃止運動」・社会改良第一巻三号(昭和三十一年)四頁以下。向江瑋悦「死刑廃止論の研究」(昭和三十五年)・二四四頁以下。正木亮「死刑——消えゆく最後の野蠻」(昭和三十九年)・六二頁以下等。

(3) 拙稿「明治前期の死刑廃止論」・法字セミナー・昭和三十三年五月号・四四頁以下。

(4) John Laurence, *A History of Capital Punishment*, 1963, p. 64 因みに「ニューヨーク州における最初の電気イスの受刑者はケムラー(William Kemmler)」という男で一八九〇年八月六日に執行された(H. E. Barnes and N. K. Teeters, *New Horizons in Criminology*, 1949, p. 419)。第二番目の受刑者は翌年一月執行された在留邦人渋谷重次郎(重蔵とも云う)である(明治二十三年一月二十五日、二十四年一月十六日・毎日新聞)。

(5) このことは、いち早くわが国にも伝えられた。例えば明法雑誌第七七号(明治二十二年二月)は、雑誌欄に「ニューヨーク州にては愈々死刑は電気を用ふることに決定し本年の一月元旦を期して其法律を發布する筈なりと。死刑に電気を用ふるは之を以て嚆矢と爲す」(二八頁)と報じている。「発布」は施行の誤りである。

(6) 「今泉秀太郎氏計報」・慶應義塾学報第八三号(明治三十七年十月・九一頁)。

(7) 今泉の著作には、「極東地図」(庚寅新誌社)、「瓢漫画集」(同前)、「西洋習字新法」(春陽堂)、および中学校教科書「New

System of Penmanship」(誠之堂)、などもある。

(8) 正木・前掲書・一三七頁。

(9) Arthur Koestler, Reflections on Hanging 1956 西村克彦訳「絞首刑」・二五〇頁——二五一頁。

(10) Albert Carnus, Reflexions sur la guillotine, 1957 杉捷夫、川村克己訳「キロチン」・七二頁。

前註

(1) 欄外に印刷された書入れは、本稿印刷の便宜上、(一)を附して本文の適當と思われる個所に組み入れた。なお、原文の圈点及び傍線は削つた。

(2) この書き入れは、談話速記の原稿完成後、今泉が、自ら筆を執つて加筆したものである。

○

死刑の改正を望む

死刑の全廢といふ事は今の世には適しない話で、東洋諸国などには最も必要のないものと考へます。(現世ノ如キ禽獸世界ニハ死刑ノ要アリ)昔は磔、火焙、鋸挽杯殘忍酷薄な方法が色々あつたさうですが、近頃は普通の斬首の刑も廢めに成つて、唯絞首の刑のみが存して居る。亜米利加では数年前から時折電氣の応用を試して居る様ですが、まず世界中一般に行はれて居るのは絞殺であります。私は其絞殺といふ方式も、随分残酷に過ぎはしないか、今世の様に医術も進歩し、薬種も沢山にあり、道德の進んだ時代でありながら、何故

毒薬を使用しないか、其理由が解せない。西洋人は毒殺と云ふ事に就て一種非常な恐怖心、迷心マヒがあるやうにも思はれるが、医師の施術を受ける時に、瓦斯、モルヒネ、コカイン、コロムホルム等各種の麻痺薬を、応用する事は平氣で居る。私は此類の毒薬ではない、麻痺薬を死刑に利用したらば宜しかろう、實際何の差支が起るか、一番穩当な方法と考へます。(若シ此劇薬ヲ用ユル丈ニテハ蘇生ノ虞アラバ麻酔中頸動脈ヲ切断スルモ可ナラン一切万事患者扱ニスレバ決シテ残酷ノ行爲ト思フ人モアラザル可シ)

仮し罪人を病人同様に取扱ふといふ事は、余り穩当に過ぎると云ふか。試に罪人の心に成つて御覽なさい、昔の処刑ならばイザ知らず、今の絞殺に就いて綱で締るのが、痛さうだ、苦しさうだ杯と、死ぬ時の苦痛を恐れる心は極く／＼の一小部分で、寧ろ裁判官から最後に死刑の宣告を受けた瞬間が、無上の絶望、落胆の極、不愉快の頂上であるに相違ない。即ち心に無形の一刀を刺通されたも同然であります。然らば尚其上に痛たさう、苦しさうな刑を執行するのは、取りも直さず刑を重ねる訳に當るから、命を絶つ方法は成る可く穩当にしても宜しからう。私は誓つて申す、絞殺は文明的の行爲でないから、一日も早く其改正を要する事であります。

私は先年乗馬の稽古の際に、誤つて馬の蹄に触れて前歯五六枚を粉碎されました、其時の事を回想して見るに、眼に蹄を認めたまでは覚えて居ますが、其後は痛かつたとも、蹴られたとも、全く知覚はありませんでした。若し不意に首を斬られ、突然喉を締られた時は、此馬に蹴られた時と毫も相違はあるまいと思ひます。又柔術の

稽古中に喉を締められて、気絶しかゝつた事は毎度でありましたが、(細キ綱、紐ノ類ニテ首ヲ締ムルハ苦痛多シ故ニ柔術ノ稽古着ノ襟ハ可成太ク厚タスルコト得策ナリ) 此時は自分が初めから覚悟をして居る上に、人の手で締るのは絞罪器械と違つて、ジリ／＼漸々に力が這入つて来るから、一時少し苦しいが其中に次第に好い心持に成つて来て、望遠鏡を倒さに覗く様に、夢か幻のやうな一種の風景人物

が小さく遠く現はれて来る、其幻が去つた後は、知覚を失ふ様に思ひます。(前面一方ヨリ咽喉ヲ圧迫スル丈ニテハ人ノ呼吸ヲ絶ソコト容易ナラズ 余ノ如キモ壁前ニ立ツテ喉ニ棒ヲ当テ通常人二三名位ニ推サセテモ之ヲ推返ス事敢テ難カラザリシ首ノ力ハ手足ノ力ニモ優ル強キモノナリ昔関口流ノ柔術ニ妙ヲ得タル某氏カ大罪ヲ犯シ絞刑ニ処セラレタルコトアリ氏ハ刑場ニ臨ムヤ刑吏ニ告ケテ曰ク「余ノ喉ハ常人ト等シカラス試ニ余ノ絶息スルニ至ル迄ノ時間ヲ計リ給ヘト」果シテ普通人ノ三倍以上ノ時間ヲ堪ヘシト云フ) 以上は私の実験上のお話ですが、兎に角被刑人の身に取つては、局端の最も烈しい苦痛は知覚を失ふ事も早いから、却て仕合せになる訳で御座います。それですから斬首も絞首も、死際の苦痛は等しく共に本人には分かる程の暇間がない。唯世間の人が斬首の刑を厭ふ情は、身体が二分すると云ふ死後の惨状と、血を流すといふ不快の念に過ぎない。併し絞殺された人が脱糞するなどの惨状、醜体は、斬首と格別の相違もあるまい。此様な酷刑の行はれるのは、第廿世紀の一大汚点と申さなければなりません。

後記 本稿の執筆に際し、平良教授、官沢浩一助教授、および慶應義塾々史編纂所主事会田倉吉氏から種々の御援助をうけた。ここに深謝の意を表する。